

日本国文部科学省とジブチ共和国青少年・スポーツ省との間の
スポーツにおける協力に関する覚書

日本国文部科学省及びジブチ共和国青少年・スポーツ省（以下、「双方」という）は、

両国の国民の間における相互理解と調和の発展のための手段としてのスポーツの重要性を考慮し、

両国の国民の間で、友情を強化し、よりよい相互理解を得る手段としてのスポーツ分野における協力発展に努め、

以下の共通認識に至った。

項目 1 - 協力の分野

双方は、両国のスポーツ組織、体育大学、スポーツ連盟及びその他のスポーツ団体間における経験と相互に関心がある情報の交換を以下の分野において促進する。

- ・生涯スポーツ
- ・障がい者スポーツ
- ・スポーツ科学及び医学
- ・スポーツ技術と施設
- ・スポーツにおけるアンチ・ドーピング
- ・スポーツマネジメント
- ・学校体育

双方は、互いの同意によって、協力分野を広げることができる。

項目 2 - 実施

双方は、国のスポーツ組織、体育大学、スポーツ連盟及び他のスポーツ団体による、アスリート、コーチ及び専門家の交流並びに、講座、セミナー、シンポジウム及び会議の開催、並びにスポーツ協力のためのプログラムの開発を促進する。

プログラムの開発方法とその実施期間は、それぞれの場面に応じて個別に決定される。

項目 3 - 財政事項

覚書の枠組みにおいて行われる協力活動にかかる経費を含む財政事項は、利用可能な財源の中で、個別のケースに応じて双方によって決定される。

項目 4 - 紛争解決

この覚書の解釈について生ずる疑義や相違は、双方の間での協議及び交渉によって解決される。

項目 5 - 変更

この覚書は、双方の文書による同意によって変更することができる。このような変更は、双方によって決定された日をもって開始する。

項目 6 - 開始、継続及び終了

本覚書に基づく協力は、署名の日より開始し、5年間継続する。期間終了後は、一方が他方に終了の意向を書面により事前に通知しない限り、引き続き1年間自動的に延長され続ける。

以上の証拠として下名は、双方から正当な委任を受けて本覚書に署名した。

2016年10月20日に、東京において、日本語、フランス語及び英語で二通ずつ署名され、全ての文書は同等の価値を有する。疑念がある場合、英語による文書による。

日本国文部科学省のために



ジブチ共和国青少年・スポーツ省のために

